

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2011

月刊

中小企業レポート

6

No.415

長野県中小企業団体中央会

特集1

平成23年度(第56回)長野県中小企業団体中央会
通常総代会

特集2

平成23年度長野県信用保証協会の保証制度のご案内



年金自動受取り

けんしんは、
豊かなシニアライフを
応援しています。

年金のお受け取りは、「けんしん」へ。



長野県信用組合 **けんしん**

【ホームページ】<http://www.naganokenshin.jp>

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2011

6

No.415

-
- 2 **特集1**
平成23年度(第56回)長野県中小企業団体中央会
通常総代会
-
- 10 **特集2**
平成23年度 長野県信用保証協会の
保証制度のご案内
-
- 14 **イノベーション**
電気の生産手段から経営を考える
-
- 16 **ビジネスの視点**
感謝創造の経営
-
- 17 **税務会計Q&A**
補助金交付に関する税務上の取り扱い
-
- 18 **労務管理のポイント**
雇用調整に伴う助成金について
-
- 19 **健康を考える**
-
- 24 **中央会インフォメーション**
-

上田市「蓮のフェスタ in 信濃国分寺」

信濃国分寺の本堂北側の蓮池で、毎年7月上旬から8月中旬まで、鮮やかな蓮の花を見ることができます。

蓮のフェスタでは、地元の生産者等による出店、神楽の奉納、ミニコンサートなどのイベントを開催いたします。

■開催日：本年は7月17日(日)開催予定です。

■開催場所：上田市 信濃国分寺

■問い合わせ先：八日堂 信濃国分寺 TEL0268-24-1388

写真提供/上田市役所

平成23年度(第56回)長野県中小企業団体中央会

特集 ◆ 1

通常総代会

5月24日(火)、平成23年度通常総代会が、長野市南石堂町「ホテルメトロポリタン長野」において阿部長野県知事様、村石長野県議会議長様、太田県商工部部長様、野池県観光部部長様、山沢信州大学学長様をはじめ多数の来賓にご臨席いただき盛大に開催された。

総代会の開始に先立ち国歌斉唱、3月11日の東日本大震災により犠牲になられた方々のご冥福を申し上げ黙祷が行われた。

通常総代会は、本年度の活動指針となる6つのスローガンのもと星沢会長の挨拶で幕を開き、「組合制度を活用した経営基盤強化と起業化支援」他のスローガンの発表と県知事表彰を受けられた方々や協同組合への顕彰並びに当会の関係団体の会長としてその組織運営に尽力された方々に対する感謝状の贈呈が行われた。(表彰者名簿は9ページに掲載)

阿部長野県知事様のご祝辞に引き続いて、春日英廣氏(筆頭副会長・総代)が議長に選出され、提出された第1号議案から第7号議案までの議案審議が行われた。

第1号議案では平成22年度において実施した中小企業連携組織等支援事業、県からの委託事業(商店街元気印サポーター事業、新卒未就職者等人材育成事業)、全国中小企業団体中央会委託・補助事業等についてその経過と成果が報告され、全国中小企業団体中央会委託事業の新卒者就職応援プロジェクト事業では、実習先企業へ9名の方が就職した旨の説明を行った。

第2号議案では平成22年度の収支決算報告、剰余金処分(案)が提出され承認された。

第3号議案の平成23年度事業計画(案)について、中小企業連携組織等支援事業、厚生労働省委託事業、長野県委託事業、全国中小企業団体中央会委託・補助事業、また当会独自の中小企業育成事業であるチャレンジ事業等について提案され、慎重審議の結果、原案通り可決決定した。

本年度も、組合並びに構成員企業の競争力強化や、企業間連携の推進支援に努め、地域資源の有効活用等を図り、県内中小企業が発展するためにその役割を果たすため積極的に行動すべく決意を新たにした。

第4号議案、第5号議案の平成23年度収支予算、会費賦課基準の両案について原案通り可決決定された。



第6号議案の理事の補欠選任が行われ9ページに掲載の方々が選任され承認決定された。なお、その任期は前任者の残任期間となる旨議長より説明がされた。

議事終了後、来賓を代表して村石長野県議会議長様、加藤長野県商工会議所連合会会長様、中島榎商工組合中央金庫長野支店長様からそれぞれ祝辞をいただき、最後に中小企業団体の歌(9ページ)を斉唱して平成23年度の通常総代会は幕を閉じた。



長野県知事 阿部守一様

「スローガン」

— 今こそ絆・コミュニティー・
協働・連携・共同事業の
担い手として —

1. 組合制度を活用した経営基盤強化と起業化支援
2. 施策活用による経営革新・販路開拓・労務管理支援
3. ものづくり分野・農商工連携等を担う人材の育成支援
4. 地域連携による観光産業・商店街の活性化支援
5. 中小企業金融の円滑化と信用保証制度の活用支援
6. 雇用対策・特に若年者の雇用促進支援



ごあいさつ

長野県中小企業団体中央会
会長 星沢 哲也

本日は、平成23年度第56回長野県中小企業団体中央会の総代会開催にあたり、総代の皆様方には時節柄大変お忙しいなかを、県内各地よりご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

また、阿部知事さんをはじめご来賓の皆様方には公務ご多端の折にも関わらずご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、3月11日に発生しました東日本大震災の犠牲になられました多くの方々には心から哀悼の意を表しますと共に、大きな被害に遭われました皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

また翌12日に発生しました栄村を中心とする県北部地震におきまして、被災されました皆様にも謹んでお見舞い申し上げます。

県内におきましても震災による大きな影響がありますが、何よりも原発事故の一日も早い収束を願いつつ、「がんばろう日本！信州元気宣言」にもあるように、一人一人が復興のためにできることを実践し、「過度の自粛」でなく通常の経済活動を行っていただくようお願いする次第です。

中央会におきましても、義援金のお願いをいたしましたところ、多くの会員の皆様より748万円という心温まるお気持ちをお寄せいただきました。

この対応につきましては、正副会長会議及び理事会において決定し、すでにお届けしておりますので後ほど報告をさせていただきます。

さらに皆様のご協力によりまして、被災地支援のための「県民本部」が活動を開始していることを併せてご報告させていただきます。

また今月になり、「中部電力 浜岡原子力発電所の運転停止」が伝えられました。

計画停電には至らない旨の発表がありましたが、直接本県に影響の及ぶ問題であり、先般中部電力と阿部知事さんそして経済4団体との意見交換会におきまして、私からは迅速な情報の提供をお願いしたところでもあります。

いずれにいたしましても、節電は喫緊の課題であります。すでに対応していただいておりますが、一層の徹底をお願いいたします。

さて、平成22年度は緩やかに回復しつつあると言われながらも、円高や経済対策による補助金の終了に伴う反動など、先行き不透明感が払拭しきれなかった一年でありました。

こうしたなか、中央会では中小企業の抱える諸課題に対応するため、中小企業連携組織支援事業、中小企業応援センター事業や独自のチャレンジ事業、農商工連携等人材育成事業などに取り組んで参りました。

また、「ものづくり中小企業製品開発等支援事業」を通じて、県内ものづくり企業106社の試作開発と実証試験を支援し、補助金総額は16億8千万円余となり成果も上がってきています。

さらに、若年者の雇用問題が深刻化するなかで、新卒未就職者と採用意欲の高い中小企業のマッチングを行う「新卒者就職応援プロジェクト事業」においては、24名が職場体験に取り組み、技術・ノウハウを習得して正規雇用に結びついてきています。

商店街の活性化につきましては、本会に元気印サポーターを置き巡回するなかで、「買い物弱者」の視点に着目し、この問題について考える「県民の集い」を開催したところ、500名余の方々にご参加いただき、この課題に一石を投じる機会となりました。

このように様々な事業に取り組んで参りましたが、これも総代の皆様、会員の皆様、そして長野県をはじめとする関係諸機関のご支援・ご協力の賜と厚くお礼申し上げます。

中央会が1955年（昭和30年）11月に創立されてから55年が経過いたしました。これを契機として60周年に向けて、今こそ絆・コミュニティー・協働・連携・共同事業の担い手として原点に立ち返り、組合制度をはじめ連携組織の専門支援機関として、企業間の連携・地域との協働といった繋がり・共同化の重要性について一層の周知を図り、社会の変化・時代の要請に迅速に対応した組織化の推進、創業の支援に努めて参ります。

引き続き信頼され必要とされる中央会を目指して、事業を展開して参りますので、ご支援・ご協力の程お願い申し上げます。

事業計画（抜粋）

指定事業

1. 巡回支援の実施

- (1) 既存組合・構成員企業等を計画的かつ効率的に巡回し、経営環境の変化に即応した新たな共同事業の創出、組合等の抱える課題の把握と国、県等の中小企業施策活用による改善策の提案など、事業の活性化により組合及び組合員の基盤強化が図れるよう支援する。
- (2) 「ものづくり中小企業製品開発等支援事業」に取り組んだ企業を巡回し、企業化状況の把握と諸手続、産学官連携の推進等フォローアップに努める。

2. 組織化の推進

- (1) 企業、個人の連携による創業・新事業創出及び企業経営の刷新を支援するため、組合制度の普及に努め、活用策について周知することで、未組織中小企業者の組織化を図る。
- (2) 近年設立が目立つサービス業関連業種を中心に、農林業分野などにも組合制度活用について周知を図っていく。
- (3) 主婦や団塊の世代が経験を活かして新たに組み込むコミュニティビジネスや若年層の起業には、企業組合制度が相応しいことから、新規創業者や任意の団体、個人事業主等に向けて制度の普及を図り就業の機会・雇用の創出を支援する。
- (4) 引き続き厳しい経済情勢の中で、組合事務所の設置の在り方、特に共同事務所の在り方について研究する。

3. 中小企業連携組織等支援事業

中小企業を構成員とする組合・任意グループ等を対象に、直面する課題に対応するための研修（現場での研修を含む）等を支援し中小企業の体質強化・活性化を図る。

下記のようなテーマで、組合間交流研修・組合基盤強化研究会・経営セミナー等を開催する。

- (1) 組合の新たな共同事業の検討、既存事業の活性化並びに環境・健康といった成長が見込まれる新分野への進出
- (2) 人口減少社会の到来、円高等に伴う生産拠点の海外移転などにより環境が大きく変化する中で、時代の変化に適応した新事業展開、さらに受発注開拓、新技術の開発、産学官連携の推進
- (3) 「買い物弱者」対応など、地域と連携した新たなビジネスの創出

- (4) 地域発の情報発信と高付加価値化を図るための、農工商連携の推進、地域資源の活用・ブランド化、観光産業の振興支援等
- (5) 東日本大震災を受けての、事業継続計画の策定など危機管理対応

4. 新規創業・創造的な新連携事業の推進

経営環境の変化に対応するため、異分野の中小企業等が技術・ノウハウのすり合わせを通じて相互の強みを活かした連携体の構築を支援する。

- (1) 企業組合による創業に加えてNPO法人・社団法人・合同会社などの設立も幅広く支援し、連携組織専門支援機関としての役割を果たす。
- (2) 中小企業地域産業資源活用促進法、農工商等連携促進法、中小企業新事業活動促進法に基づく認定計画の策定支援及び経営革新計画の策定支援。
- (3) 産学官連携や販売先との連携による新市場開拓の推進。中小企業支援策についての情報提供により地域中小企業の新事業展開を推進・支援する。

5. 組合等への活性化情報提供事業

- (1) **活性化情報提供事業**
中小企業関係等の諸情報を収集し、会員組合及び関係機関へ提供する。
○「活性化情報」 年6回発行
- (2) **資料収集加工事業**
○対象組合 1組合
- (3) **中小企業団体情報連絡員による情報の提供**
本会が委嘱する中小企業情報連絡員（50名）から毎月得た情報を、会員組合及び関係機関へ提供する。
- (4) **官公需情報提供事業**
中小企業に対する官公需の発注情報等の資料収集を行い、会員組合へ提供する。

6. 地域産業実態調査事業

- (1) **労働事情等実態調査**
県内中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策を確立するとともに、中央会労働支援方針の策定に資するため調査を実施する。
○県内企業1,300事業所（製造業60% 非製造業40%）

7. 組合指導情報整備事業

(1) ネットワーク運営事業

組合及び構成員企業のホームページを通じて、日本国内はもとより広く世界に商品・製品・技術・技能・サービス情報などをPRし、事業活動の機会拡大に寄与するとともに、組合運営に有用な情報を迅速かつ的確に提供するため、以下の4事業を行う。

- ①中央会が設置するウェブサーバーに、組合等と中央会のホームページを開設し、組合等に必要なサービスを提供するとともにセキュリティの確保に努める。
- ②組合等が自らホームページの作成及び更新を行えるようにするため、更新研修とブログ制作の研修会を開催する。
- ③組合等が自らの情報化環境を健全に維持していく上でもセキュリティ対策が必要となってきたため、セキュリティ確保のための研修会を開催する。
- ④組合等のホームページの開設・更新・運用について個別支援を行う。

8. 指導員・職員の資質向上事業

指導員・職員の企画力・提案力（コーディネート機能）の育成向上を図るため、関係機関が実施する研修会等へ派遣する。

- (1) 中小企業大学校が行う中央会指導員研修コースへの派遣
- (2) 全国中央会が行う指導員講習会・研究会への派遣
- (3) 関東甲信越静岡ブロック中央会指導員等研究会への派遣
- (4) 情報化関係専門研修コースへの派遣
- (5) 信州大学・長野県工科短期大学校等が行う研修会への派遣

9. 小企業者組織化指導事業 (全国中小企業団体中央会)

(1) 小企業者組成長戦略推進プログラム等支援事業

組員である小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目指した、既存の共同事業の改善や新たな事業立ち上げのため事業に対して助成を行い、小企業者及び小企業者組合の活性化を支援する。

【事業内容】

- ①委員会の開催
- ②調査研究（アンケート調査・ヒアリング調査との実態調査と分析、今後の方向性や実施方法等の研究を行い報告書にまとめる。）
- ③組員への普及・啓発
- ④実証システムの開発やテストマーケティング等のため

の業務委託

【補助金額】 1組合あたり40万円 2/3補助のため総事業費は60万円超で

(2) 小企業者組織化特別講習会

小企業者及び小企業組合を対象に、組織化及び運営健全化のための講習会を10回開催する。

(3) 中小企業景況調査事業

会員組合の構成員企業の景況動向を調査し、全国ベースの中小企業対策の確立に資する。

○調査回数 年4回

(平成23年6月、9月、12月、平成24年3月)

○調査員 15名 (75企業調査)

(4) 卸商業団地機能向上支援事業

卸商業団地の施設建て替えや新規立地への移転等団地再整備、各種共同事業の再構築等による機能強化など、団地機能を向上させるために行う事業に対して支援する。

○実施組合 協同組合長野アークス

国・長野県・全国中央会委託、補助事業

厚生労働省（長野労働局）委託事業

1. 中小企業相談支援事業（最低賃金総合相談センター）

経営面と労働面の相談をワン・ストップで提供できるよう、中小企業支援ネットワーク強化事業とも連携し中央会の組織支援体制を活かして、県内中小企業の経営の効率化、労働環境の改善など体質強化のための支援（窓口相談・巡回相談）を行う。

相談支援センターの設置（長野市）

相談支援コーナーの設置（松本・上田・諏訪・飯田）

※センター・各コーナーにコーディネーター1名（合計5名）を置き相談に応じる。

【業務内容】

- (1) 企業・組合等の窓口相談及び巡回相談支援
- (2) 相談・巡回支援に基づき専門家を派遣し経営課題の解決を図る。（年間84回）
- (3) 企業・組合のニーズに沿ったセミナーの開催（年間4回）

【総事業費】 23,679千円

長野県委託事業

1. 商店街元気印サポーター設置事業

平成22年度に引き続き、商店街活性化に向けた取り組み

を促すとともに、地域商店街活性化法の主旨を踏まえ、商店街の体質強化のため元気印サポーターを設置し、商店街振興組合、商店街協同組合、商店街任意組織に対して、(1) 任意商店街組織の法人化 (2) 地域商店街活性化法に基づく事業計画の策定 (3) 商店街組織等が取り組む活性化策 (4) 個店の魅力アップ等の助言・指導を行う。

- 商店街元気印サポーターの設置：県内4地区（北信・東信・南信・中信）に各1名合計4名を設置。
- 商店街元気印サポーターによる助言・指導の実施、専門家派遣、実態調査：平成22年度に実施した商店街実態調査に基づき、買い物弱者への支援策と新たなビジネス提案なども含めて巡回による助言・指導を行うとともに必要に応じて専門家を派遣する。
- 商店街活性化並びに買い物弱者対応等に資する講習会の開催。

【総事業費】 15,002千円

2. 新卒未就職者等人材育成事業

平成22年度に引き続き地域のニーズに応じた人材を育成し新たな雇用機会を創出するため、県内高等学校等を卒業後、職に就いていない新卒未就職者を新たに雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術等を習得させるための研修を行う。

長野県と契約を締結し受託企業を募集する。

- 受入待遇：有期雇用職場体験
- 期間及び実施期間：1年以内・平成24年3月31日まで
- 受入対象業種：「産業振興」「環境・エネルギー」「観光」「情報通信・安全」「福祉・子育て」「介護」「医療」「農林水産」「教育・文化」「地域社会雇用」
- 受入対象者：平成23年3月に①高等学校、②中学校、③特別支援学校の卒業生で就職先が決定していない者。
平成21年3月31日以降の新規学卒者で、卒業後も就職活動を継続中の者。
- 事業内容：当該企業に就業するために必要な知識・技術等の研修を実施。
- 助成対象経費：人件費（給与・諸手当・法定福利費等）、研修費、一般管理費等

全国中央会委託・補助事業

1. 新卒者就職応援プロジェクトコーディネート等事業

現下の厳しい雇用情勢下、新卒者で現在未就業の方を対象に中小企業の仕事現場に触れる機会を提供し、将来働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得してもら

うための長期の職場体験を実施することと、併せて中小企業の人材確保を支援することを目的としている。

実習希望者と受入企業とのマッチング及び企業見学会等を行うと共に、実習開始に向けて随時進めていく。

併せて、職場実習の実施状況の把握、フォローアップ等を行う。

- 受入待遇：職場体験（雇用ではありません。）
- 期間及び実施期間：原則6ヶ月・平成23年12月31日まで
- 受入対象業種：幅広く対象（中小企業）
- 受入対象者：①高等学校②高等専門学校③大学④大学院⑤短大⑥専修学校を平成19年9月以降に卒業し就職の決まっていない者。（全国で約1万人程度）
- 事業内容：「実習プログラム」等に沿った実習の実施。
- 助成対象経費：

技能実習支援助成金＞研修生に対し日額7,000円

教育訓練助成金＞受入企業に対し日額3,500円

【総事業費】 4,680千円（助成金支給分は除く）

2. 農商工連携等人材育成事業

中山間地において、都市住民と農村の交流による農村観光ビジネスをコーディネートする或いは自ら農村観光ビジネスを行う人材、並びに農業者と加工業者の連携による農産加工ビジネスをコーディネートする或いは自ら農産加工ビジネスを行う人材を長野県内において育成することを目的とする。

- テーマ：「農村観光」と「農産加工」による中山間地域の活性化ビジネス創出人材育成研修
- 内 容：全体研修終了後「農村観光コース」(10回開催)「農産加工コース」(13回開催)の2コースに分かれて研修を行う。
- 期 間 平成23年6月～11月

【総事業費】 8,100千円

3. ものづくり分野の人材育成・確保事業

製造業において人材を確保するには、若者が興味をいだき、人を育ててくれるプログラムがあり、能力開発の先が見える仕組みのある環境を構築することが重要である。

しかしながら中小企業では、教える人材・時間・資金面等において余力が無く、自社内で教育訓練・人材育成を行うことは難しい状況にある。

(1) 県内の主力である「加工組立型」と、ものづくりに欠くことのできない「めっき」業界を対象に、仕事を教える人材の育成を目的とする。

- ①かん・こつ・経験作業を「見える化」して仕事を教える手法を習得

②新人を短期間で一人前にする能力開発プログラムを創
る。

③職場の多能工化を実現する。

加工組立型コース（全体研修を含め12回開催）期間
4月～11月

めっき業コース（全体研修を含め10回開催）期間 4
月～11月

(2) ものづくりに関する生産管理・原価管理の基本を習得
する。

○生産管理コース（長野・上田・伊那・松本・中野で開催）

○原価管理コース（坂城・佐久・塩尻・諏訪・飯田で開催）

(3) 求職者等も対象とし、ものづくりを身近に感じ興味を
持つべく、企業訪問や仕事の教え方・管理技術の基礎等
に参加する。また、企業と求職者のマッチング機会も検
討する。

【総事業費】 9,500千円

一般支援事業

1. 本会支部の運営に関する支援

長野、北信、上小、佐久、松本、大北、木曾、諏訪、上
伊那、下伊那（以上10支部）の支部事業及び運営について
支援する。

2. 節電・エネルギー対策についての周知と 施策活用支援

中部電力浜岡原子力発電所停止に伴う電力不足が懸念さ
れるため節電の状況を調査し、省エネの徹底を周知すると
ともに、省エネ設備等導入補助金・自家発電設備導入促進
事業費補助金等の施策活用を支援する。

3. 中小企業支援ネットワーク強化事業

幅広い支援機関から成る中小企業支援ネットワークを経
済産業局を中心に構築し、支援機関の連携の強化、支援能
力の向上を図ることにより、中小企業が抱える経営課題へ
の支援体制を強化する。

(1) 巡回相談対応 選任されたアドバイザーが、中央会を
巡回し高度・専門的な課題に対し現場で相談に対応する。

(2) 巡回相談の中で、必要に応じてアドバイザーが専門家
を派遣し対応する。

(3) 中央会指導員も相談事案に参加し、自らの支援能力の
向上を図る。

4. 中央会が独自に実施するチャレンジ事業

地域経済発展の核となる、活力のある挑戦する中小企業
を育てるチャレンジ事業に積極的に取り組み支援する。（下
記のような組合等の新たな取り組みを積極的に支援）

(1) 観光資源の活用により、集客等を図り地域の活性化を
目指す組合の取り組み。

(2) 買い物弱者を支える地域を挙げた取り組み。

(3) 新たな共同事業を実験的に行う取り組み。

(4) 組合と地域住民が連携して行うコミュニティビジネス
等。

5. エコアクション21認証・登録制度、国内 クレジット制度の普及、支援

(社)長野県産業環境保全協会とも連携しながら制度の普及
と認証・登録を支援する。

二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・総排水量等を把握して、
省エネルギー・廃棄物の削減・リサイクル・節水等に取り
組み、中小企業者が環境への目標をもって、環境経営シス
テムの構築・運用・維持等について評価・公表する事業の
周知・活用を進める。

国内クレジット制度の活用についても同様推進、支援する。

6. 地域団体商標登録制度の普及・登録の支援

7. 緊急調査の実施

経営環境がめまぐるしく変化する昨今、中小企業経営に
影響を与える要因について緊急性がある事項について調査
を行い、今後の中小企業支援の資料とする。

8. 「中小企業レポート」の発行

◎年 6回発行

9. 第63回中小企業団体全国大会への協力

全国中小企業団体中央会並びに愛知県中小企業団体中央
会が主催し開催される、第63回大会の盛会に向けて参加者
確保等積極的に協力する。

◎開催日時 平成23年11月17日(木) 午後2時～4時30分

◎場 所 愛知県名古屋市

「名古屋国際会議場 センチュリーホール」

10. 労働支援事業

(1) 個別労働紛争に対応した相談体制の充実

(2) 労働団体との協議・懇談

(3) 労働関係機関等への要請・連携

国・県等に設置される委員会・審議会への委員の推薦や、

各種の労働関係会議に出席して、中小企業の立場からの要請や意見具申を積極的に行う。

また生活支援と就職支援を一体的且つ継続的に行う、パーソナル・サポート・センターが長野市に開設されたため、連携して事業運営に協力する。

特に起業を考える相談者を対象に、企業組合の制度を紹介し自立に向けた支援を行う。

(4) 労働関係法規の周知・徹底

関係機関と連携して、昨年4月に施行された改正労働基準法をはじめ、行動計画の義務付けの対象範囲が従業員101人以上の企業に拡大・改正された次世代育成支援対策推進法などの労働関係法規の周知・徹底に努める。

(5) 長野県中小企業労働問題協議会との連携・協調

本会会員の構成企業の賛同者で組織する長野県中小企業労働問題協議会は、本会とは表裏の補完関係にあり、事業実施にあたっては積極的に協力する。

11. 長野県中小企業団体事務主任者会への協力

12. 長野県中小企業青年中央会への協力

13. 長野県中小企業組合士協会への協力

14. 長野県卸商業団地連絡協議会の運営に協力

15. 長野県官公需組合協議会の事業運営に協力

16. 協同組合長野県商工振興会・長野県商店街振興組合連合会・長野県鍍金工業組合の事業運営に協力

関係機関及び諸団体との連携・協力

1. 関係行政機関及び支援機関との連携・協調

中小企業に関係する行政機関及び支援機関と連携・協調し、中小企業の振興に努める。

2. 「未知を歩こう。信州2011」観光キャンペーンに対する協力

信州グスティネーションキャンペーン（信州DC）を契機として地域が取り組んだ誘客の取り組みを定着しさらに発展させるため、9月から12月に開催予定の「未知を歩こう。信州2011」観光キャンペーンを長野県信州観光協会と連携して支援する。

大震災の影響を大きく受けていることから、年間を通じて県内各地域の関係者が一体となって観光に繋がる資源を磨き上げ、地域に観光客を誘致する継続的なシステムが構築できるよう協力する。

3. 信州まつもと空港の利用促進に対する協力

FDA（フジドリームエアラインズ 静岡県牧之原市）が、昨年6月1日より信州まつもと空港と札幌・福岡を結ぶ2路線に毎日就航しているため、その利用促進に積極的に協力する。

4. 長野技能五輪・アビリンピック2012開催に対する協力

第50回技能五輪全国大会（23歳以下の青年技能者の技能レベルを競う大会）が平成24年10月26日（金）から29日（月）に松本市・諏訪市で開催される。

また、技能五輪に先立ち、第33回全国障害者技能競技大会（アビリンピック、障害のある方々が職業技能を競い合う大会）が同10月20日（土）から22日（月）に長野市で開催されるが、両大会の成功に向けて積極的に協力する。

5. 県産品・伝統工芸品等の販路開拓のための展示会開催に対する協力

信州発「食と味覚フェア」、東京都庁「全国観光PRコーナー」イベント等の展示会出展について支援・協力する。

また県伝統工芸品産業振興協議会の展示会等を支援し運営に協力する。

6. 長野県経営品質協議会に対する協力

経営全体の品質を見直し、絶え間ない変革と創造を実現することを目的とする協議会に協力する。併せて事務局を担当するアルプス経営品質向上研究会及び南信経営品質研究会の運営を支援し協力する。

県知事表彰受章者顕彰ご芳名

(順不同・敬称略)

年 度	氏 名	組 合 名
平成22年	大 井 教 雄	須坂市水道工事協同組合
〃	中 澤 國 忠	長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合・理事長
〃	星 沢 哲 也	東法出版事業協同組合・理事長

感謝状贈呈者ご芳名

(順不同・敬称略)

氏 名	組 合 名
西 山 利 昭	長野県中小企業青年中央会・前会長
和 木 孝 夫	長野県中小企業団体事務主任者会・前会長

理事の補欠選任候補者名

(順不同・敬称略)

氏 名	新	氏 名	旧
清水 光朗	長野県印刷工業組合 代表理事	田中 國睦	長野県印刷工業組合 代表理事
田中 光義	長野県自動車整備商工組合 専務理事	小池 亮一	長野県自動車整備商工組合 代表理事
仁科 恵敏	長野卸売市場協同組合 代表理事	内藤 武男	長野卸売市場協同組合 代表理事
古條 正行	長野県自動車車体整備協同組合 代表理事	横山 梓	長野県自動車車体整備協同組合 代表理事
藤原 薫	中信トラック協同組合 代表理事	木下重次郎	中信トラック協同組合 代表理事
久保田光一	梓観光物産協同組合 代表理事	松下 英一	梓観光物産協同組合 代表理事
六川 秀幸	長野県中小企業青年中央会 会 長	西山 利昭	長野県中小企業青年中央会 会 長

中小企業団体の歌

1. 国の礎 中小企業
精神は一つ 団結の
固い盟に 結ばれて
希望に燃ゆる この組織
ああ組合の 大使命
2. ともに手を取り 足並揃え
励みは楽し 団結の
強き力に 護られて
荊棘の道を切り開く
ああ組合の 大事業
3. 相互扶助こそ われらの誇り
やがては築く 団結の
高き功に 輝きて
栄える店に 工場に
ああ組合の 大理想

特集 ◆ 2

平成23年度 長野県信用保証協会の保証制度のご案内 (抜粋)

(長野県商工労働部経営支援課「長野県中小企業融資制度のご案内」より抜粋)

信用保証協会とは、信用保証協会法に基づいて設立された特殊法人です。中小企業者等が金融機関から事業資金の借入をする場合、その借入がスムーズに行われるように公的な「保証人」となり、健全な企業の存続・発展をお手伝いする機関です。

■中小企業の範囲

- 業種 中小企業信用保険法施行令で定められたもの。業種によっては、保証できないケースもあります。(農林漁業、金融業、遊興娯楽業など)
- 許認可 許認可等を必要とする事業については許認可等を受けていること。
- 資金使途 事業に必要な運転および設備資金に限ります。

■保証限度額

- 個人・法人 2億8,000万円(普通保証2億円、無担保保証8,000万円)
 - 組合 4億8,000万円(普通保証4億円、無担保保証8,000万円)
- ※このほか、セーフティネット保証など、上記と別枠となる保証もあります。

■保証料

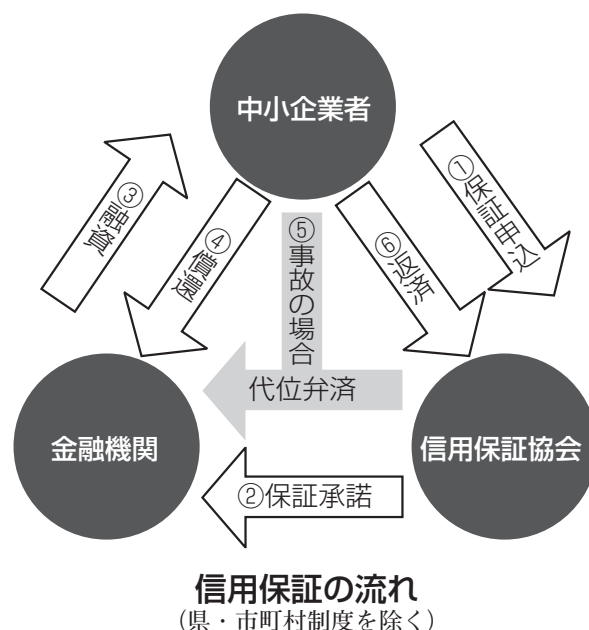
平成19年10月から責任共有制度(※)が導入されました。責任共有制度の対象となると、保証協会の100%保証ではなくなるため、保証料率が低減されます(下表「責任共有保証料率」)。基本料率及び主な保証制度の料率は下表のとおり9段階です。保証料率区分は以下の基準です。

- 貸借対照表まで作成されている方 経営状況等に応じ、区分1～9の各料率を利用
- 貸借対照表を作成されていない方 区分5相当の料率を利用

	保証料率区分(単位:%)								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特定社債)	(1.30)	(1.15)	(1.00)	(0.85)	(0.75)	(0.70)	(0.60)	(0.50)	(0.35)
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
(予約保証)	—	(1.90)	(1.75)	(1.55)	(1.35)	(1.15)	(1.00)	(0.80)	(0.60)
責任共有対象外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
(予約保証)	—	(2.20)	(2.00)	(1.80)	(1.60)	(1.35)	(1.10)	(0.90)	(0.70)

- ・特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証（無担保当座貸越・カードローンも含む）をさします。
- ・セーフティネット保証など、上記区分別保証料率を採用しない保証制度もあります。
- ・不動産等物的担保の提供がある場合や、中小企業会計に準拠して決算書が作成されていることを確認できる書類の提出がある場合は、それぞれ0.10%の引下げが行われます。

※「責任共有制度」とは、信用保証協会と金融機関で適切な責任共有を図り、連携して中小企業者に適切な協力を行うことを目的とした制度で、保証協会の100%保証ではなく、金融機関が一定のリスク（20%相当分）を負担する制度です。



■ご利用のメリット

- 保証協会が公的保証人となることで信用力がアップし、円滑な借入、借入枠の拡大（特に無担保枠）が図られます。
- 金融機関との取引が初めての方、取引実績の浅い方、新規開業の方でも融資が受けやすくなります。
- 県・市町村と連携した制度資金の利用により低利かつ有利な条件での融資が受けられます。また、制度によっては保証料の補助により、さらにコスト削減されます。（保証料は税法上費用として認められていますので、損金に算入できます。）
- そのほかにも協会独自の保証制度を用意しており、中小企業者の皆様の多様なニーズにお応えしています。（極度額により融資枠を確保する各種「根保証」等は、必要な時に資金調達ができ、資金繰りに余裕があるときには返済できますので、弾力的な資金繰りが可能となります。）
- 経営支援・再生支援等について、迅速かつ適切な対応が図れるよう経営相談（無料）にも応じております。

主な保証制度

■セーフティネット保証制度（経営安定関連保証）

セーフティネット保証とは下記のような事由により事業活動に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者が利用できる制度です。

認定基準を経済産業大臣が示し、具体的な認定作業・認定書の発行を市町村が行います。

	対象となる中小企業者
1号	大型倒産（再生手続開始申立等）の発生により影響を受けている中小企業者
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者
3号	突発的な災害（事故等）により影響を受けている中小企業者
4号	突発的な災害（自然災害等）により影響を受けている中小企業者
5号	全国的に業況が悪化している業種を営んでいる中小企業者（※1）
6号	金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
7号	金融機関の相当程度の経営の合理化に伴い借入が減少している中小企業者（※2）
8号	整理回収機構（RCC）に貸付債権を譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると認められた中小企業

ご利用の多い認定について

・認定基準（セーフティネット保証5号）の改正について

セーフティネット保証5号の認定基準が、平成23年4月1日より、次の（イ）～（ハ）のとおり、改正されています。

○特定中小企業者認定要領（抜粋）

4. 認定基準（5）法第2条第4項第5号（業種関係）

（注）文中の「法」は「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）」をいいます。

（イ）申請者が、法第2条第4号第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の月平均売上高等に比して10%以上減少していること。

ただし、その申請者が平成23年4月1日から平成23年9月30日までに認定申請を行う場合にあつては、「最近3か月間の平均売上高等が前年同期の月平均売上高等に比して5%以上減少していること。」とする。

（ロ）申請者が、法第2条第4号第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業であつて、原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の月平均売上高等に占める原油等の平均仕入れ価格を上回っていること。

（ハ）申請者が、法第2条第4号第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業であつて、平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

（注）認定申請書につきましても改正されていますので、市町村担当窓口にてご確認ください。

・7号認定基準（※2（イ）から（ハ）の全てに該当）

（イ）指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。

（ロ）指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。

（ハ）金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

その他各号も含め、具体的な内容につきましては保証協会・金融機関等にご確認ください。

○保証限度額 普通保証 2億円（組合4億円）

無担保保証 8,000万円

※通常保証の限度額2億8,000万円の他に、各号合算で、既存のセーフティネット保証（金融安定化特別保証制度含む）の残高を合わせて2億8,000万円（6号認定の場合は3億8,000万円）を限度としてご利用いただくことができます。

- 事務手続きの流れ セーフティネットの認定は市町村が行います。該当する中小企業の方は、法人であれば本社登記上の住所の市町村、個人であれば（住民票上の住所ではなく）主たる事業所の市町村の商工担当課等の窓口に必要な資料を添えて提出し、認定を受けてください。認定書の原本を保証協会への申込書類に添付していただきます。
- 信用保証料率 責任共有保証料率 0.44%～0.64%（7号・8号）
責任共有対象外保証料率 0.55%～0.80%（1号～6号及び小口零細企業保証を利用の場合）
- 担保・連帯保証人 担保は必要に応じて求めます。保証人は原則として法人代表者を除き不要です。

■流動資産担保融資保証制度（ABL保証）

ABL保証とは、中小企業の皆様が保有する売掛金債権および棚卸資産を担保とした保証を行うことにより、事業収益資産の有効活用を図る制度です。

- 保証限度額 2億円（貸付額の80%を保証協会が保証するので、貸付限度額は2億5,000万円）
根保証：貸付極度額は百万円単位、個別保証：貸付金額は千円単位
- 保証期間 1年（個別保証の場合は1年以内）
- 責任共有保証料率 貸付極度額（貸付金額）に対し0.68%
- 借入形式 根保証：当座貸越 個別保証：手形貸付
- 保証人 法人の場合は代表者、個人の場合は無保証人（金融機関独自部分（20%）も同様の扱い）
- 担保 根保証：売掛金債権および棚卸資産※ 個別保証：売掛金債権のみ
※棚卸資産（商品・原材料・仕掛品等）は、動産譲渡登記ができるものに限ります。
なお、棚卸資産を担保とした保証の利用は、法人に限られています。
- 掛目 担保となる売掛金債権・棚卸資産は条件に応じた掛目で計算します。
・売掛金債権を担保とする場合は下記の通りです。

対抗要件 \ 第三債務者	一般企業	店頭、新興市場 上場有配（※4） 企業	官公庁 上場有配企業
異議を留めない承諾（※1）	80%	90%	100%
通知（※2）	75%	85%	95%
留保（※3）	70%	80%	90%

※1 民法第468条に基づく「異議を留めない承諾」

※2 ①登記事項証明書を添付した通知、又は②民法第467条による確定日付のある「通知」もしくは上記（※1）以外の「承諾」

※3 上記（※2）①の留保

※4 「有配」とは、保証決定時（期間延長時）直前期末の株主配当を実施していることをいう。

- ・棚卸資産を担保とする場合

原則として簿価の30%（ただし、評価会社の評価等による場合は70%まで引き上げ可能）

このほかにも保証制度がありますので、詳しくは下記の保証協会窓口へご相談ください。

長野県信用保証協会	保証統括部	〒 380-0838	長野市大字南長野県町 597-5	☎ 026-234-7680
	本店営業部	〒 380-0838	長野市大字南長野県町 597-5	☎ 026-234-7271
	松本支店	〒 390-0852	松本市大字島立 976-1	☎ 0263-47-1533
	上田支店	〒 386-0025	上田市天神 3-4-8	☎ 0268-22-5914
	飯田支店	〒 395-0084	飯田市鈴加町 2-19	☎ 0265-52-1522
	諏訪支店	〒 392-0022	諏訪市高島 1-12-18	☎ 0266-52-1946
	小諸支店	〒 384-0011	小諸市赤坂 1-8-1	☎ 0267-22-3515
	伊那支店	〒 396-0015	伊那市中央 4634-1	☎ 0265-72-6148
	中野支店	〒 383-0025	中野市三好町 2-1-58	☎ 0269-22-4528

電気の生産手段から経営を考える

住宅取得控除で確定申告をされる方が多いため、住宅関係の資料に目を通す機会が多々あります。「年々太陽光発電を入れる家庭が多くなっているな」というのが実感です。自治体からの補助金などの優遇措置、電気の買い取り制度は個人宅への太陽光発電設備設置への大きなインセンティブとなっています。しかし今日、日本の発電割合は、火力発電（62%）、原子力発電（29%）、水力発電（8%）が中心の現状であり、太陽光をはじめとした他の発電手段は合計しても1%のシェアにすぎません。

東日本大震災で原子力発電への信頼が大きく揺らぎました。日本は先進国の中でもっとも原子力に力を入れている国の一つであり、中国や韓国のモデルにもなっています。今より安全な原子力発電を開発してほしいものですが、それ以上に原子力以外の発電方法についてもっと投資をし、環境にやさしく災害時にも強い、安定かつメンテナンスも楽な方法のいくつかの組み合わせによって日本の電気需要を支えてほしいものです。石炭を燃やせば汚染された空気を吸うリスクが、といったように発電手段ごとのリスクと期待効果の比較を国民に示してコンセンサスを得てほしいものです。

二酸化炭素を出す石油や石炭を使わない発電方法で初期コストもランニングコストも安い発電方法の一つに地熱発電や風力発電があります。地熱発電を行う環境として、世界有数の地震大国である日本は、その裏返しに豊富な地熱エネルギーがあります。アイスランドでは、発電の4分の3を地熱発電で賄っていますが日本では1%未満です。次に風力発電ですが、小規模なものを消費地のそばに作れますから（電気は発電してから使うまでに半分以上のエネルギーを失っている）、無駄を減らすことが可能です。発電設備を分散させてかつメンテナンスが容易ですので災害時にも強いと感じます。常に強い風があるような場所に限定はされるのでしょうけれども、風力発電は海上を考えなくてもこれだけで世界の電力需要の4倍以上を賄うことができるのだそうですから実用化していく優先順位は高いと思います。デンマークなど欧州の先進国では、発電コストに対し通常の電力と同じレベルまでコスト削減が進んでいますが、日本では重要視されていないので残念です。

しかし夢と希望を与えてくれる取り組みもあります。九州大学の研究室で、海上にコンクリートの構造物を浮かべて従来の2倍以上の風力を得る巨大な風力発電所を造り、

送電線は使わずに海水を電気分解し、水素にして回収し水素発電や燃料電池として利用するというものです。原子力発電所1基分の電力が作れるので、こういうプロジェクトの支援こそ税金の使い道として有効だと思いますがいかがでしょうか。

上記のような持続可能性の高い電力生産手段を擬似的に技術開発し進めることができれば、石油や原子力に頼る割合が減るので、食料でもよく問題にされる自給率が高まり、中東の情勢に左右されない安定した国民生活と企業活動を支援できるはずです。そしてこの代替エネルギー開発で培われるノウハウやスキルは国内だけにとどまるものではありません。風力発電設備であれば現在はデンマークが強く3分の1のシェアを握っています。同国は二酸化炭素税を導入しエネルギーの節約を国民に求めることで、1980年からエネルギー消費を増やさずに経済は70%も成長させています。日本も風車の国と同様に、「風力や地熱など環境に優しい電力の生産手段の提供はクリーンな日本である」という形で世界に輸出していく産業に育てていく可能性が十分にあると思います。

現在、日本の飯の種である自動車について検討してみますと、アメリカで自動車産業が産声をあげたのが1893年、信頼性は低く価格は平均世帯年収の2倍と高く、「価格は下がるだろうが自転車のようには普及することはない」とリテラシーダイジェストに掲載されるような存在でした。それがフォードによる大量生産の仕組みにより大衆化しました。日本では1972年当時不可能と言われた米国の環境規制マスキー法を、自動車産業に参入してわずか10年のホンダが世界で初めてクリアし日本車が米国市場を席卷するきっかけを作っています。同じようにエネルギーの世界でも未知なる技術に対し企業や非営利組織、そして政府が官民あげてどんどん挑戦する日本であってほしいと願わざるをえません。

※本文は、松本市中上の税理士法人成迫会計事務所にて執筆していただいたものを掲載いたしました。



感謝創造の経営

(協)開成総合研究所理事長 中小企業診断士 滝澤 恵一

人は誰でも、みんな個性を持っている。顔も違う、体格も違う。性格も違えば、身振りやそぶりも違う。声も違う。能力も違う。

会社も、それぞれに個性を持っている。立地が違う、設備が違う。お客様も違えば、商品も違う。サービス、技術力、財務力が違うし、社員が違う。そして、なによりも経営者が違うのである。

人が、生まれたときからそれぞれ違うように、会社の創業の状態はそれぞれに違う。人も、会社も生まれたときや創業したときから個性はあるのである。その時から時間が経過した現在にも、個性はあるのだ。この個性に気づいて、これを伸ばすことができれば個性ある会社になれる。個性輝く店になれる。

自分に個性がない、わが社に個性がないというわけではないのである。自分がこのことに気づいていないだけなのである。経営者が気づいていないだけなのである。個性は、それがあると認めた上で、その中の自分の良さ、自社の良さを伸ばすことにより輝きが増すのである。

すでに個性があり、その中に伸ばせる個性、輝く個性が潜在的にあるのであるから他社と比較することはないのである。他社と比べて自社を嘆くことはないのだ。

「あの店は立地がいいから、いいなあ」「あの会社は資金力があっていいなあ」「あそこには、よい人材がいるからいいなあ」と、他社をうらやむことはない。「うちは、立地が悪い」「資金がない」「能力のある者がいない」と、『ないない節』をうなっても仕方がないのだ。事実には事実と認めた上で、他社も個性、わが社も個性と認めることが大切なのである。事実には感謝し、その中にある伸びる可能性を見つけたし、組み合わせで新しい個性を創り出し

ていけばよいのだ。感謝創造をしていけばよいのである。

個性と認めれば、この立地、この資金力、この社員、そして、経営者である自分の今の姿を、あるがままを個性と考えることができる。そうすれば、その中から伸ばせる可能性のあるもの、鍛え上げ、磨き上げてゆくものを探そうと思うようになる。

あるがままを受け入れないで、自分にいつも不満を持っていると、いじけた人間になってしまう。いじけた人間は心が曲がっているので、ものごとを素直に見ることができなくなる。「どうせだめだ、できっこない、なにもやる気になれない」と、なにかをする前から気力がなえてしまう。

個性を発揮しようとして、他人や他社と比較すると、心が荒んでくる。自分がなくなるからだ。本来の自分を見ているのではなく、誰々との「比較において」存在する自分となるからだ。心が外を向いてしまっているのである。これは個性を発揮するのではなく、競争で相手に勝とうとしているのである。

そうすると、自分に無理が生じてくる。心にむなしさがわき上がり、不安が生じてくる。常に、「誰か」という自分以外のものに心が向くからである。自分ではない誰かを気にして生きるようになるからだ。

誰かは自分ではないのである。自分ではない誰かを追いかけていては、いつまでたってもそれを手に入れることはできないのだ。

あえて比較するとしたら、過去の自分と今の自分である。過去の自社と今の自社である。自分が成長しているか、自社が成長しているかどうかの比較があるだけだ。それにより、自分を反省することができる。自社の経営や仕事を反省することができる。



税務会計



朝日長野税理士法人 代表社員 税理士 西山 利昭

補助金交付に関する税務上の取り扱い



【質問事項】

当組合は補助金の交付を受けることとなりましたが、税務上の取り扱いを説明してください。



【回答事項】

補助金の交付を受けた場合は、補助金収入が発生するため、税務上は益金として取り扱われます。また、国や地方公共団体から交付される補助金は、経費補助金と施設補助金とに大別され、以下のような違いがあります。

(1) 経費補助金

経費補助金は、事業を営む上で必要な人件費、物件費等に対して交付されるものです。このため、補助金収入が益金として取り扱われても、これに見合う事業経費が損金として発生するため、結果として、補助金の対象となった事業経費が計上されれば、補助金の交付を受けたことによる課税所得が発生することはありません。

(2) 施設補助金

施設補助金は、施設等の購入に対して交付される補助金です。この場合、補助金収入が税務上益金となるのに対して、施設購入代金は固定資産となり、耐用年数に応じて取得以後の各事業年度の損金となります。このため、補助金の交付を受けた事業年度においては、補助金の交付を受けた益金の額が、減価償却費として計上される損金の額を上回るため、補助金の交付を受けたことによる課税所得が発生することとなります。補助金に対して課税されることは、補助金交付の目的が阻害されることとなるため、税務の取り扱いにおいては、法人税法第42条において圧縮記帳の制度を設け、課税を繰り延べるができることとなっています。

①圧縮記帳の取り扱い

圧縮記帳とは、国等の補助金で交付目的に適合した固定資産を取得又は改良した場合に、その資産の取得のために支出した補助金の額を限度として圧縮損を計上することであり、圧縮額は所得の計算上損金に算入されます。その結果、固定資産の取得価額のうち、補助金収入相当額が補助金を受けた事業年度において損金となるため、補助金収入に係る課税所得は発生しないこととなります。

②適用要件

圧縮記帳の適用を受けるためには、確定申告書別表十三（一）「圧縮額又は特別勘定経理額の損金算入に関する明細書」を添付した場合に限り適用されます。

また、上記に加えて平成23年4月1日以後に終了する事業年度に係る申告から、「適用額明細書」の添付が必要とされます。

(3) 収益の計上時期

補助金に係る益金の算入時期は、原則として法人税法上、補助金を受け取ることが確定した日の属する事業年度となっています。具体的には、決定通知書により支給が確定した日が挙げられます。

労務管理のポイント

雇用調整に伴う助成金について

【 概 要 】

雇用調整助成金（大企業対象）・中小企業緊急雇用安定助成金（中小企業対象）は、景気変動や産業構造の変化等により、生産量や売上高が減少し、事業の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持のために労使協定に基づき、労働者を一時的休業、教育訓練、または出向させる場合に、休業手当相当額の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

これにより失業の予防や雇用の安定を図ることを目的としています。

*平成23年5月現在1人1日当たりの上限額は7,505円となります。

*休業手当…労働基準法第26条により、使用者の責に帰せられる事由による休業の場合には労働者に平均賃金の100分の60以上の手当を支払う必要があります。

【 要 件 】

通常の支給要件として、直前3カ月の生産量等または、前年同期3カ月の生産量と比較して、5%以上減（中小企業については直近の決算書等の経常損益が赤字であれば、5%未満の減少でも可）となっています。

他に円高の影響により生産量等が減少した場合には支給要件が緩和されています。

また今回の東日本大震災により、震災被害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合や災害地域の事業所と取引があり、その影響を受けた事業所なども緩和要件が適用される場合もありますので、事業活動を縮小せざるを得ないと考えている事業主の方は所轄のハローワークまたは労働局に相談してみてもはいかがでしょうか。

リーマンショック以降、雇用情勢の急速な悪化を受け、政府は緊急雇用対策として両助成金の要件をたびたび緩和してきました。計画書申請では平成21年4月をピークに最近は大いぶ落ちてきていましたが、今回の震災の影響で再び申請件数が増加しており、まだ多くの事業所で雇用調整が行われることがうかがわれます。

ただし、今回の場合は休業手当の支払が必要であるように、国からの助成金を受給するに当たり、労働基準法を遵守していることが大原則となっています。中小零細企業においては、しばしば労働時間、休日、時間外労働などで“？”と思われるケースが見受けられます。助成金の申請や支給がスムーズに行われるためにも日頃の労務管理をきちんとし、就業規則などを整備しておくことが必要となります。

クサマ社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 草間 秀明

健康を考える

肝臓に感謝を！

—薬やアルコールと、
けなげな努力をする肝臓の話—



殆どすべての薬は肝臓で代謝させ、蓄積されるか、排泄されるかの運命をたどる。その中にはアルコール、ビタミン剤、インスタント食品の安定化剤、防腐剤なども含まれる。

ひとが肝臓のありがたさを感じるのは悪酔いや二日酔いで、地獄のような苦しみに見舞われたときだろう。

すなわち頭痛、吐き気、むかつき、だるさ、自己嫌悪などで「もう飲まないぞ」と反省会をしていても肝臓がアルコール分を解毒分解しない限り一生続くのだ。

永遠にこの症状が持続するように感じられる長い日に終止符を打てるのは肝臓が頑張ったからにはほかならない。

どうしようもないご主人様のために肝臓が懸命に働き、苦しみの原因のアルコールやアルデヒドを分解無毒化したため、翌日にはまた、飲みたくなるのである。

薬や食物でアレルギー反応が起こり、蕁麻疹や痒みが出現しても、原因物質を肝臓が解毒分解することで、数時間～数日以内に消失し、回復するのである。もし肝臓が働かねば、一生ポリポリ全身を搔かねばならない。

数年前、中国製痩せ薬「センノモトコウノウ」による急性肝炎が800人以上発生した。十数人が劇症肝炎へ進展し、4人が死亡した。

シンガポールでは22人が急性肝炎になり、1人が死亡。有名女優も劇症肝炎になり、死の直前に婚約者からの生体肝移植で救命された。

この「センノモトコウノウ」には記載された生薬の他に乾燥甲状腺末と食欲を落とす日米では使用が禁止されているフェンフルラミンが厚労省により検出された。亡くなられた方はフェンフルラミンによる肝毒性が原因の劇症肝炎と推定された。

フェンフルラミンは心臓弁膜症や肺高血圧症という重篤な副作用を発症させる危険な侵入者であると肝臓が認識したのであった。心臓と肺臓を守るため、肝臓は獅子奮迅の活躍をしたが、自らも犠牲になり劇症肝炎になってしまったのだった。

腎毒性のある薬の肝での解毒や分解が不十分だと、今度は「肝腎症候群」と呼ばれる腎臓障害が発生し、最悪腎不全になってしまう。

このように、肝臓はご主人様を様々な苦痛から救うため、ま

たほかの臓器を守るため、日々活躍しているのだ。

神経や筋肉のように、歩いたり、走ったり、車の運転などの派手な活躍はみせない。

しかし、食事で胃腸に入った物質を、有害物質と有益な物質に即座に分別し、分解解毒と製造、備蓄を24時間不眠不休でおこなっている。

たとえば、便秘などで発生したアンモニアや芳香族アミノ酸の分解が不十分だと、錯乱、昏睡、異常行動、ひきつけなどが起こる。

食物の蛋白質、脂肪、体内のホルモンをうまく分解や合成が出来なくなると、むくみや腹水、無月経や紫斑病などが出現する。顔もどす黒くなるし、男性ではインポテンツにもなってしまふ。

我々がそうならないのは今日も肝臓が涙ぐましい努力をしているからなのだ。

だから一日に1回は右上腹部にある肝臓をさすって「ありがとう。お疲れ様。」と言おう。

長野県保険医協同組合

組合員 宜保 行雄

(松本市 宜保内科 消化器・肝臓内科クリニック)



畑づくりから加工品まで、そばで地域おこし。

地粉100%の富倉そば



富倉そばと名物の笹ずし

江戸時代、飯山はそばの名産地として知られ、飯山産そばを将軍家に献上する大名も多かったという。その伝統はつなぎにオヤマボクチを使う“幻のそば”「富倉そば」に受け継がれている。しかし米や野菜づくりに押されて、そばの栽培は衰退していった。

“献上そば”の復活をめざして奮闘しているのが木原一夫さんだ。石田屋一徹は民宿のかたわら20年ほど前に始めた店。「バブルが崩壊した時、民宿としての“売り”がないことを痛感。それで、そばを売りにしようと始めたんです」。そば打ちは独学で覚えた。

店を出すのは、自分で栽培したそばを石臼で自家製粉し、ブナ原生林の湧き水「日光ゆきしみず」と自家栽培のオヤマボクチを使って打つ、地粉100%の富倉そば。そばは茎が黒くならないように刈り取る。「香りが一番強くおいしいからです。これはそば屋だからできる技。こだわっています」。

当初からの二八そばも評判だったが、富倉そばをメニューに加えたところ圧倒的人気を集め、昨年からこ



献上そば復活をめざして遊休・荒廃農地を自ら開墾。そば、オヤマボクチを栽培

れ一本にした。コシの強さは富倉そばならでは。つゆは、そばの味と香りを引き立てるために「研究に研究を重ねた」ほんのり甘さのある辛口だ。

めざすのは「6次産業」の創出

木原さんは地域の遊休・荒廃農地約6ヘクタールを借りて自ら開墾し、そばとオヤマボクチの畑として復活させている。平成19年には任意団体「トガリン村物語」を設立。地元の人、観光客を問わず、自然体験、農業体験に興味のある人が自由に参加し、そばづくりや田舎暮らしを楽しめる組織づくりを行った。

「めざすのは若者からお年寄りまで誰もが参加できる『6次産業』の創出。遊休・荒廃農地を再生し、地域産そばの生産・加工・販売の拡大とブランド化、地産地消の推進を図ることで、地域の活力と経済の発展に貢献したい。オヤマボクチの収穫と加工は地元の奥さんたちに任せ、そばなどの加工品は若手会員が運営するウェブサイトで販売し、農作業は定年後の人たちに手伝ってもらうなど、それぞれが仕事としてたずさわられる仕組みづくりを進めています」。そば屋はあくまでその一部門という位置づけ。木原さんの奮闘に地元の期待も高まっている。



そばの香りが高い早刈りにこだわる木原さん

私も推薦します

戸狩観光株式会社
高橋 俊郎 氏

執念のそばは開墾の味！

石田屋がそばを始めて何年たったのか。完全自家製のそばとオヤマボクチの確保のために、毎年休耕地を開墾し、地域の人たちと共に栽培している。毎年増え続ける休耕地に、毎年増え続ける石田屋のそばとオヤマボクチの畑。これぞ執念の味！ぜひ、執念の味を食べてみてください。

■温泉とそば処 石田屋一徹

TEL 0269-65-2121
飯山市大字豊田6786

第27回 信州安曇野あやめまつり

～ 東日本大震災復興支援 ～

安曇野の東の玄関口「明科」は、本平・安曇平の水が集まる水郷の地域です。

その犀川沿いに面する龍門淵公園・あやめ公園では、70種類約5万株の花菖蒲が咲きそろい、さまざまなイベントとともに楽しみいただく「あやめまつり」を開催します。

花菖蒲は、すっきり粋な感じの江戸系、輪が大きくボリュームのある肥後系、垂れ咲きで柔らかな色合い、繊細で女性的なイメージの伊勢系に分けられます。

北アルプスを背景に咲き誇る色とりどりの花菖蒲をお楽しみください。



1 期 間 6月15日（水）～ 30日（木）

2 会 場 龍門淵公園 あやめ公園 ※入場無料 駐車料金無料

3 内 容 ▼6月11日（土）プレイベント 第17回にじますカップカヌースラローム大会
(前川で行うカヌーの大会で県内外から200名の選手が訪れ腕を競います。)

▼6月18日（土）交流芸能発表会
安曇野太鼓まつり（雨天の場合、中止）
大ビンゴ大会（1枚200円）

※ビンゴ券の売り上げの一部を東日本大震災へ義援金として寄付します。
ゴスペルなどのコンサート、野点

▼6月19日（日）ニジマスつかみどり、フリーマーケット、野点

▼6月26日（日）あやめまつり新緑ウォーキング、野点

▼開催期間中は、お休み処開設、お土産、あやめの株を販売します。

※開始時間や参加申し込み方法など、詳細は決まりしだいホームページでお知らせします。

4 主 催 あやめまつり実行委員会・安曇野市観光協会

5 アクセス [列車で] JR篠ノ井線 明科駅から徒歩約7分
[お車で] 長野自動車道 豊科ICから約15分

6 お問い合わせ 安曇野市観光協会

(住所) 〒399-8103 安曇野市穂高6658

(電話) 0263-82-3133 (F A X) 0263-82-6262

(Eメール) azumino@bz03.plala.or.jp

(URL) <http://www.azumino-e-tabi.net/>



信州を元気に
がんばろう!日本



長野県観光PRキャラクター
「アルクマ」



未知を歩こう。
信州

長野県観光部観光振興課

事業主のみなさまへ・・・長野労働局からのお知らせ！

労働保険の年度更新による申告・納付は、お忘れなく

- 平成22年度の確定保険料及び平成23年度の概算保険料の申告は6月1日から始まり、7月11日までに納付いただくこととなります。
- 今年度（平成23年度）年度更新から「労働保険年度更新申告書」の発送、審査業務が全国一律で外部委託となります。ご理解とご協力をお願いします。

外部委託された業務		昨年度（平成22年度）	今年度（平成23年度）
発 送	年更関係書類等をお送りします 	長野労働局から直接お手元へ郵送していました。	委託業者から直接お手元へ郵送されます。
審 査	皆様から提出いただいた「申告書」の内容の <u>確認作業</u> 	長野労働局及び各労働基準監督署で行っていました。	厚生労働省が委託した業者が審査（申告書の内容確認）を行います。 ②申告書の記載内容について委託業者から申告書の内容を確認する電話を差し上げることがあります。 委託業者であることを確認の上、対応をお願いします。

労働保険年度更新事務・社会保険事務説明会を下記の日程で開催しますので、都合をつけてご出席ください。

なお、年金事務所との共催により、社会保険事務説明会につきましても併せて開催されます。

地区	日 時		会 場	備 考	地区	日 時		会 場	備 考
松本（松本）	6月16日	午後1時30分	木曾文化公園（文化ホール）	木曾郡	飯田（飯田）	6月16日	午後1時30分	飯田市文化会館	飯田「い～や」（いろは順）松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村
	6月27日	午後1時30分	長野県松本文化会館（大ホール）	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡		6月17日	午後1時30分		飯田「ま～す」（いろは順）阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、飯田A～W、下伊A～W
長野（長野南）	6月15日	午後1時30分	千曲市更埴文化会館（あんずホール）	千曲市坂城町	中野（長野北）	6月17日	午前10時	中野市市民会館	須坂市、上高井郡、中野市
	6月24日	午前10時	ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）中ホール	長野「い～や」（いろは順）組合管掌			午後1時30分		長野市、飯山市、下高井郡、上水内郡、下水内郡
午後1時30分		長野「ま～す」（いろは順）長野2「な」小川村							
岡谷（岡谷）	6月15日	午後1時30分	長野県男女共同参画センター	岡谷市、下諏訪町	小諸（小諸）	6月15日	午後1時30分	小諸市文化会館	小諸市、北佐久郡
	6月16日	午後1時30分	諏訪市文化センター	諏訪市、茅野市、富士見町、原村		6月16日	午後1時30分	佐久労働者福祉センター	佐久市、南佐久郡
上田（小諸）	6月17日	午前10時	上田市文化会館（ホール）	旧上田市	伊那（伊那）	6月24日	午後1時30分	長野県伊那文化会館	管内全区域
		午後1時30分		東御市、長和町、青木村、上田市のうち旧丸子町、旧真田町、旧石村		大町（松本）	6月23日	午後1時30分	大町市文化会館（大ホール）

※「地区」欄は、労働基準監督署名、（ ）内は年金事務所名を記載しています。
※「備考」欄は、年金事務所の区域及び記号を記載しています。

- 労災保険料率・雇用保険料率に変更はありません。（平成22年度と同率）
- 労働保険手続は、電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用してインターネットを通じて行うことができます。（長野労働局 労働保険徴収室において、平成23年6月から7月までの間労働保険手続に係る電子申請体験コーナーを設置いたしますのでご活用ください。）

問合せ先 長野労働局 総務部 労働保険徴収室（〒380-8572 長野市中御所1-22-1）
TEL 026-223-0552 FAX 026-223-6751

東日本大震災に関する保証制度

をご活用ください！

東日本大震災等の影響により事業活動に支障をきたしている中小企業の皆さまを支援するため、さまざまな保証制度を用意しております。

●東日本大震災復興緊急保証

～東日本大震災により直接もしくは間接的な被害を受けた中小企業者のための保証です～

特定被災区域内	直接被害	地震・津波等により直接の被害を受けた中小企業者
	間接被害	特定被災区域内にあって、売上高が著しく減少した中小企業者
特定被災区域外	間接被害	特定被災区域内の事業者との取引関係により売上が著しく減少した中小企業者
	間接被害	今般の震災に起因して急激な取引の減少（キャンセル等）が発生したこと等により、売上等が著しく減少した中小企業者

○対象資金：運転資金、設備資金（事業再建資金を含む経営の安定に必要な資金）

○保証限度額：無担保8,000万円、最大で2億8,000万円

（※災害関係保証・セーフティネット保証と併せて無担保で1億6,000万円。最大5億6,000万円。）

○保証期間：10年以内（据置2年以内）

○保証料率：0.8%以下

●災害関係保証

～東日本大震災により直接的な被害を受けた中小企業者のための保証です～

●セーフティネット保証（経営安定関連保証）5号による保証

～業況が悪化している指定業種に属する事業を営んでいる中小企業者のための保証です～

※それぞれの保証制度の利用に際しては、市町村の認定が必要となります。

その他にも、長野県信用保証協会では「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置し、中小企業の皆さまの資金繰り等のご相談に応じています。詳細については、お近くの信用保証協会窓口または電話相談窓口までご相談ください。

《電話相談窓口フリーダイヤル：0120-34-7680》

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター



URL <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

厚生労働省からのお知らせ

節電に取り組む労使のみなさんへ

この夏、東日本で、電力が足りない！

(7~9月)

特に、平日の9時~20時(ピーク時)の節電努力を!

(月~金)

- ☑もし、夏の昼間に停電が起きると、・・・
冷房や空調が止まり、熱中症も心配になる。命や健康が危うくなる。
多くの職場で、生産活動、営業活動に大きな支障が生じる。暮らしにも影響する。
- ☑少ない電力を分かち合い、頑張る気持ちも分け合って、命と暮らしを守るために、・・・
労使の話合いで、冷房、照明など、少しずつの我慢を考えてみよう。
夏の間の働き方・休み方も、いろいろ工夫してみよう。
- ☑早めに準備を整えて、安心して夏を迎えよう。

労使の話し合いのためのインフォメーション
(電力不足に対応した働き方・休み方の工夫に向けて)

【話し合いのポイント (例)】

- 昼間の電力節約のために、始業・終業時刻を見直す。
- 平日の電力節約のために、所定休日を見直す。
- 夏の電力節約のために、連続休業・休暇を活用する、労働時間の長さを見直す。

【みんなで納得、協力して取り組むために大切なこと】

- 各企業・事業場での節電の取組目標を労使で共有しましょう。
- 雇用・就業が継続できる手法を工夫しましょう。
- 育児、介護などの家族的責任のある労働者に十分配慮しましょう。
- 非正規労働者などに負担が偏らないようにしましょう。

働き方・休み方の工夫については、各企業・事業場の実情を踏まえながら、
労使で、例えば、次のような取組について十分話し合しましょう。

○昼間の節電対策

1日のうちで、冷房に用いる電力を中心に9時から20時までの需要が大きくなります。
このため、各企業・事業場においては、

- | | |
|------------------|-----------------|
| I 始業・終業時刻を繰り上げる | ◆就業規則の変更・届出 |
| II 所定労働時間を短縮する | ◆就業規則の変更・届出 |
| III 所定外労働時間を削減する | ※特に手続きは必要ありません。 |

などにより、この時間帯の操業・営業時間をできるだけ短くする工夫をしましょう。

なお、労働時間が深夜（午後10時～午前5時）にわたる場合には、25%以上の割増賃金を支払う必要があります。労働時間が深夜にわたる場合は、もよりの労働基準監督署へお問い合わせください。

○平日（月～金曜）の節電対策

1週間のうちで、企業の休みが多い土曜日及び日曜日の電力需要は、平日と比べ相当低下します。

このため、各企業・事業場においては、

Ⅳ 所定休日を土曜日・日曜日以外の日に変更する ◆就業規則の変更・届出
などにより、平日の電力消費をできるだけ少なくする工夫をしましょう。

【それぞれの対策に必要な手続を示しています。】

★労使協定の締結・届出 → 労使で話し合いを行った上で、労使協定の締結が必要です。さらに、変形労働時間制の導入のための労使協定については、所轄労働基準監督署に届出が必要です。

◆就業規則の変更・届出 → 労使で話し合いを行った上で就業規則の変更を行い、所轄労働基準監督署に届出が必要です。
労働基準法
第89条、第90条

○夏季の休業・休暇の分散化・長期化による節電対策

8月のお盆の時期には、企業の夏季の休業等が集中するため、その前後の時期と比べ電力需要が大きく低下します。

このため、各企業・事業場においては、お盆以外の時期に、夏季の休業・休暇を設定することや、長めの連続休業・休暇を設定して、電力消費を抑制する工夫をしましょう。

具体的な方法として、

Ⅴ 所定休日を増加する ◆就業規則の変更・届出

Ⅵ 年次有給休暇の計画的付与制度を導入する（※）

★労使協定の締結＋◆就業規則の変更・届出

などが考えられます。

（※）年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定に基づき、計画的に休暇取得日を割り振ることができます（労働基準法第39条第6項）。

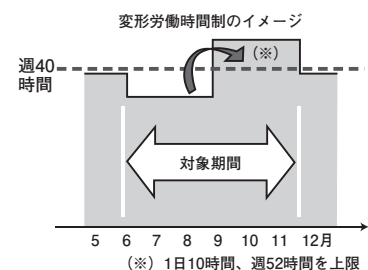
○秋季への事業活動の振替えによる節電対策

可能であれば、夏季に予定される事業活動の一部を、電力需要が低下する秋季に振り替えることも検討しましょう。

この場合、季節により労働時間を効率的に配分するため、

Ⅶ 6か月程度を対象期間として変形労働時間制を導入する（※）

★労使協定の締結・届出＋◆就業規則の変更・届出



などにより、時間外労働の発生や増加を防ぎながら、夏季の労働時間の見直しをしましょう。

(※) 変形労働時間制を用いない場合の労働時間は、原則として週40時間以内及び1日8時間以内で定める必要があります(労働基準法第32条)。

変形労働時間制を導入する場合は、対象期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないよう定めます(労働基準法第32条の4)。

家族的責任を有する労働者など、所定休日や始業・終業時刻の変更への対応が困難な労働者のために、フレックスタイム制や在宅勤務などの制度で対応することも考えられます。

労働時間などの見直しの手続き

見直しの手続きの流れ

1 労使の話し合い

2 労使協定の締結 (※労使協定の締結が必要ない場合もあります)

3 就業規則の作成・変更 (意見聴取)

4 届出書作成

5 届出

手続上の留意点

- ・まず労使で節電の取組目標を共有した上で、労働時間などの見直しの内容について十分話し合うことが必要です。
- ・その際、使用者は、見直しの必要性や見直しの内容の明確な説明に加え、見直しによって不利益を被る労働者への配慮など必要な措置を併せて提案し、労働者の十分な納得を得られるようにしてください。

- ・労働時間などを見直す際には、臨時的な措置であることを考慮に入れ、見直される労働時間などの対象となる期間を明確に定めておく必要があります。
- ・労使協定を締結する労働者の代表は、適正な方法により選出する必要があります。(労働基準法施行規則第6条の2)

- ・就業規則を作成・変更する際には、労働者の代表から意見を聴取する必要があります。(労働基準法第90条)
- ・意見を聴取する労働者の代表は、適正な方法により選出する必要があります。(労働基準法施行規則第6条の2)

- ・就業規則の届出には、就業規則(変更)届、変更部分の就業規則、労働者の代表の意見書が必要です。
- ・変形労働時間制に関する協定の届出には、協定届、協定書、対象期間中のカレンダーなどが必要です。
- ・年次有給休暇の計画的付与制度を導入・変更するための労使協定に限り、届出は不要です。

- ・就業規則や変形労働時間制に関する協定は、対象期間の開始前までに所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

- I 始業・終業時刻を繰り上げる場合
- II 所定労働時間を短縮する場合
- III 所定外労働時間を削減する場合

所定外労働時間の削減（Ⅲ）のみで対応する場合を除き、原則として就業規則の変更・届出が必要です。就業規則の定め方としては、次のような規定を就業規則の末尾に臨時的に加えることがあります（※）。

第〇条 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間の始業・終業の時刻、休憩時間は、第●条（注：通常の始業・終業時刻などを定めた規定）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

始業・終業時刻		休憩時間
始業	午前7時00分	11時00分から12時00分まで
終業	午後4時00分	

必要な手続のチェックリスト

労働時間制度		必要書類	届出	チェック欄
始業・終業時刻の繰上げ	→	①就業規則（変更）届 ②労働者代表の意見書 ③変更部分の就業規則	所轄労働基準監督署へ	<input type="checkbox"/>
所定労働時間の短縮	→			<input type="checkbox"/>
所定休日の変更	→			<input type="checkbox"/>
変形労働時間制の導入 (労働基準法第38条の4等)	→	上記①～③の書類 ④1年単位の変形労働時間制に関する協定届 ⑤同協定書 ⑥労働時間について記載したカレンダーなど ※変形労働時間制については、既に就業規則で規定しており、今回、就業規則を改定しない場合は、①～③の書類は不要です。	所轄労働基準監督署へ	<input type="checkbox"/>
年次有給休暇の計画的付与制度の導入 (労働基準法第39条第6項等)	→	・年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定	不要	<input type="checkbox"/>
	→	①就業規則（変更）届 ②労働者代表の意見書 ③変更部分の就業規則	所轄労働基準監督署へ	<input type="checkbox"/>

お問い合わせ先

労働時間などの見直しの手続き



- ・都道府県労働局労働基準部
- ・労働基準監督署

育児や介護など家族的責任を有する労働者に関する法制度（育児介護休業法）や助成金



- ・都道府県労働局雇用均等室



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け 新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145(代)

諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600(代)

松本支店

〒390-0811 松本市中央1-23-1
☎0263(35)6211(代)

三井生命から長野県中央会の会員組合に所属する組合員の皆様へ

長野県中央会団体扱 「オーナーズプラン」のご案内

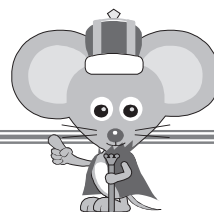


月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱(口座振替扱月払等)で
ご契約いただくよりも、保険料が
割安になります。

☆お取り扱いにあたっての詳細は、
下記までお問い合わせ願います。

☆ご検討にあたっては、該当のパンフレット、「ご契約のしおりー約款」、
「設計書(契約概要)」、「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

CHU-OH-KUN



「オーナーズプラン」のご契約要件

★ご契約者様

長野県中央会の会員組合に所属する組合員(法人または個人事業主)

お問い合わせ、資料請求は…

三井生命保険株式会社長野支社

松本市中央1-21-8三井生命松本ビル2F TEL:0263(34)3585

お気軽にご連絡ください!!

B-23-1001(H23.4)



各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度(後払制度)

日本高速道路(株)発行のETCコーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し、利用実績に応じて割引されます。

但し、1台月額3万円以上となります。

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために

法人会員のETCカードによる割引制度(後払制度)

当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

(財団法人道路システム高度化推進機構)

登録番号 第0448-022764号

ETC車載器の
販売、セットアップ
できます。

申込み・問い合わせは

(協)長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp>

〒380-0936 長野市岡田131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

相互扶助の共済制度として 皆さんをサポートします！

お得な掛金

ワイドな補償

確かな安心

火災共済

☆あなたを力強くバックアップ

- 保険料の軽減にお役立ていただけます。
- ワイドな補償（普通火災・総合火災）で大きな安心。
- 自分の財産は自分で守るのが基本です。
- 火災保険の内容を見直しませんか？

くるま共済

☆交通事故の際に、経済的負担をサポート

- 共済金は、契約者にお支払いします。
- 自動車保険とは一切関係のない共済制度です。
- 交通事故は起こしても、起こされても嫌なものです。
- 自動車保険にもう一つの安心をプラスしませんか？

医療総合 保障共済

☆24時間「健康相談」と「名医」紹介付でサポート

- がんと医療をセットにした大型プラン。
- 家計にやさしいミニプラン（がん共済又は医療共済のみ）
- 新規加入は満6歳～満69歳まで、継続は満89歳まで。
- 加入は告知書でOK。
- 入院は1日目からお支払いします。

労働災害 補償共済

☆労災保険の補償だけで十分ですか？

- 政府労災の上乗せ補償として、就業中や通勤途中の事故、ケガを補償します。
- 無記名方式です。
- 建設業者にとって、経営事項審査（ポイントアップ）の要件をすべて満たしております。

お問い合わせ、お申し込みは

長野県火災共済協同組合
長野県中小企業共済協同組合

〒 380-0936 長野市中御所岡田 131-10
中小企業会館 2 階
TEL026 (228) 1174 FAX026 (228) 7497
<http://www.alps.or.jp/kasai/>

中小企業の皆様へ大きな安心をお届けします。

医療共済

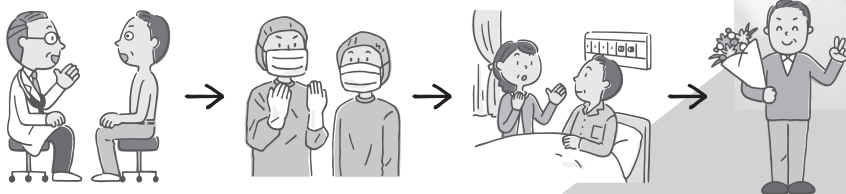
月々**2,400**円で

病気・ケガによる入院補償

1日**7,000**円 + 手術見舞金

事例

Aさん(63歳)は人間ドックで胃に悪性腫瘍が見つかったため、内視鏡手術を行い7日間入院しました。



補償例

7日間×7,000円+内視鏡手術見舞金30,000円
=79,000円

ケガによる24時間補償

月々**1,280**円の掛金で

通院1日**2,000**円

入院1日**6,000**円

死亡 **500**万円

傷害共済
B型の場合



中小企業の^{きずな}絆とは事業主と従業員をつなぐ大切な財産です。

傷害共済

*詳しくはパンフレットをご覧ください。

お申込み・
お問合せは

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

<http://www.naganokyosai.or.jp>

ハローキョーサイ
0120-86-9431

受付時間:月曜日~金曜日 午前9:00~午後5:00(祝祭日除く)

最低賃金総合相談センター及び 最低賃金相談支援コーナーの開設について

長野県中小企業団体中央会では長野労働局から受託した「最低賃金総合相談センター及び最低賃金相談支援コーナー」を去る4月1日に開設いたしました。

このセンター・コーナーでは、最低賃金の引き上げに取り組む中小企業への支援として生産性向上等のための経営改善方法や労働時間制度・賃金制度等労働条件管理に関する相談を下記の相談窓口で無料で行っていますのでお気軽に相談下さい。

《地区別相談窓口》

- ・長野最低賃金総合相談支援センター 長野市中御所岡田131-10 中小企業会館4F
電話 (026) 228-1171 担当区域：全県
- ・中信最低賃金相談支援コーナー 松本市中央1-23-1 松本商工会館3F
電話 (0263) 32-0477 担当区域：松本市 塩尻市 安曇野市 木曾郡 東筑摩郡 大町市 北安曇郡
- ・東信最低賃金相談支援コーナー 上田市常田2-20-26 トキダビル3F
電話 (0268) 24-1788 担当区域：上田市 東御市 小県郡 小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
- ・諏訪・上伊那最低賃金相談支援コーナー 諏訪市高島2-1201-40 RAKO華乃井ホテル パレス1F
電話 (0266) 78-4030 担当地区：岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
- ・飯田・下伊那最低賃金相談支援コーナー 飯田市主税町3-1 イイダ会館3F
電話 (0265) 24-7088 担当区域：飯田市 下伊那郡

長野県からのお知らせ

長野県では浜岡原子力発電所の全原子炉の停止を受け「さわやか信州省エネ大作戦」と銘打って今夏逼迫が予想される電力需要に対応するため省エネへの取り組みを推進いたしますので県民の皆様方のご協力をお願いいたします。

「さわやか信州省エネ大作戦」の先行的取組について

「ピークカットチャレンジ」について

- (1) 趣旨 今夏の電力需給の逼迫が懸念される中、節電・省エネ対策の一環として、1日の最大需要期における電力需要の抑制(ピークカット)を試行的に社会実験することで、その効果を検証する。
- (2) 日時 6月22日(水・夏至)、7月7日(木・七夕)及び7月26日(火・梅雨明け後) 昼13時から16時までの3時間と夜20時から22時までの2時間
(6/22と7/7はライトダウンキャンペーン※特別実施日、7/26は長野県独自の設定)
- (3) 方法 企業・家庭等において節電の取組を行う。
ただし、防犯等の安全確保をはじめ、県民生活や県内経済に影響を与えない範囲で実施する。
企業での取組例：執務室(店舗)内照明の間引き、エレベーター稼働台数制限、エアコンの設定温度を28度にする他、運転方法の工夫
家庭での取組例：扇風機の利用、エアコンの設定温度を28度にする、日中の消灯や人がいない部屋の消灯、家事スケジュールの見直し(日中を避けて電化製品を使用するなど)

※ライトダウンキャンペーン

地球温暖化防止のための「昼も夜もライトダウン2011」(環境省)

- 1 趣旨 ライトアップ施設や家庭の電気を消灯し、日頃いかに、照明を使用しているかを実感して、これを契機に、日常生活の中で温暖化対策を実践してもらう。
- 2 日時 6月22日～8月末日
特別実施日とする6月22日(水：夏至の日)と7月7日(木：七夕)の夜8時から10時までは、ライトアップ施設や家庭のあかりを一斉に消灯してもらうよう呼びかける。
例年は、夏至の日から7月7日まで、夜のみの呼びかけであるが、今年度は電力消費量抑制のため、昼夜それぞれ任意2時間以上の消灯を呼びかける。

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2011

6

No.415

第415号 平成23年6月10日発行
購読料年間3,000円(消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
中小企業指導センター内
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

企業の人事担当者の皆様へ

当センターでは

人材の確保・従業員の再就職を 支援しています

事業の拡大・欠員補充等による
人員確保を行いたいとき

事業の整理・縮小等に伴い、
人員削減せざるを得ないとき

高齢者の方々の継続雇用
雇用確保に取り組まれるとき

そんなとき、お気軽にご相談ください

安心と信頼のネットワーク



産業雇用安定センター 長野事務所

〒380-0921 長野市栗田源田窪1000-1 長栄長野東口ビル3階

TEL 026-229-0555 FAX 026-229-0333

インターネットで最新の人材情報をどうぞ

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>